

第4編

津波災害対策編

宇和島市地域防災計画（第4編 津波災害対策編）

目 次

第1章 災害予防計画	- 1 -
第1節 津波災害予防対策の基本的考え方	- 1 -
第1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	- 1 -
第2節 防災思想・知識の普及	- 2 -
第1 主旨	- 2 -
第2 市	- 2 -
第3 関係機関の活動	- 4 -
第4 企業防災の推進	- 4 -
第5 防災上重要な施設の管理者に対する啓発	- 5 -
第6 普及の際の留意点	- 5 -
第3節 自主防災組織の活動	- 6 -
第1 主旨	- 6 -
第2 市民の果たすべき役割	- 6 -
第3 自主防災組織の育成強化	- 7 -
第4 自主防災組織の果たすべき役割	- 8 -
第5 市の活動	- 8 -
第6 自主防災組織と消防団等との連携	- 9 -
第7 地域における自主防災活動の推進	- 9 -
第4節 事業者の防災対策	- 10 -
第1 主旨	- 10 -
第2 企業防災の推進	- 10 -
第3 事業所等における自主防災活動	- 10 -
第4 災害時業務継続計画	- 10 -
第5節 ボランティア活動の環境整備	- 12 -
第6節 津波避難訓練の実施	- 13 -
第1 主旨	- 13 -
第2 市の活動	- 13 -
第3 防災関係機関の活動	- 14 -
第4 災害事象を想定した訓練の実施	- 14 -
第5 訓練実施の留意点	- 14 -
第6 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	- 14 -
第7節 業務継続計画の策定	- 15 -
第1 主旨	- 15 -
第2 業務継続計画の概要	- 15 -
第3 業務継続計画の見直し	- 15 -
第8節 津波災害予防対策	- 16 -
第1 主旨	- 16 -
第2 海岸保全施設等の整備の基本的な考え方	- 16 -
第3 津波に強い地域の形成	- 16 -
第4 警報等伝達体制の整備	- 17 -
第5 津波警戒等の周知徹底	- 17 -
第6 海岸保全施設等の整備	- 18 -

第7	避難関連施設の整備.....	- 18 -
第8	市自らが管理等を行う施設等に関する津波対策.....	- 19 -
第9	ライフラインの耐浪化.....	- 20 -
第10	危険物等施設の安全確保.....	- 20 -
第11	文化財の保護.....	- 21 -
第9節	孤立地区対策.....	- 22 -
第10節	津波避難体制の整備.....	- 23 -
第1	主旨.....	- 23 -
第2	伝達体制の整備.....	- 23 -
第3	津波警戒等の周知徹底.....	- 24 -
第4	指定緊急避難場所等の指定及び周知等.....	- 24 -
第5	指定緊急避難場所等の周知.....	- 25 -
第6	指定避難所の設備及び資材・機材の配備.....	- 26 -
第7	津波からの防護・避難のための施設の整備.....	- 26 -
第8	住民等の避難誘導體制.....	- 27 -
第9	交通対策.....	- 28 -
第11節	緊急物資確保対策.....	- 29 -
第12節	医療救護体制の整備.....	- 29 -
第13節	防疫・衛生、保健衛生活動体制の確保.....	- 29 -
第14節	要配慮者の支援対策.....	- 29 -
第15節	帰宅困難者対策計画.....	- 29 -
第16節	広域応援体制の整備.....	- 29 -
第17節	情報通信システムの整備.....	- 29 -
第18節	災害復旧・復興への備え.....	- 30 -
第1	平常時からの備え.....	- 30 -
第2	複合災害への備え.....	- 30 -
第3	災害廃棄物の発生への対応.....	- 30 -
第4	各種データの整備保全.....	- 30 -
第5	保険・共済の活用.....	- 31 -
第6	罹災証明書交付体制の整備.....	- 31 -
第7	復興事前準備の実施.....	- 31 -
第8	復興対策の研究.....	- 31 -
第2章	災害応急対策.....	- 32 -
第1節	災害発生直前の対策.....	- 32 -
第1	津波警報等の伝達.....	- 32 -
第2	避難指示（緊急）等の発令.....	- 38 -
第2節	活動体制.....	- 39 -
第3節	情報活動.....	- 40 -
第1	主旨.....	- 40 -
第2	情報活動の強化.....	- 40 -
第3	災害情報等の収集連絡.....	- 41 -
第4	情報の伝達.....	- 42 -
第5	県等への報告及び要請.....	- 42 -
第4節	災害広報活動.....	- 44 -

第5節	災害救助法の適用.....	- 44 -
第6節	避難活動.....	- 45 -
第1	主旨.....	- 45 -
第2	避難指示（緊急）.....	- 45 -
第3	避難の方法.....	- 46 -
第4	指定避難所の開設.....	- 47 -
第5	指定避難所の運営.....	- 48 -
第6	学校における災害応急対策.....	- 49 -
第7	避難状況の報告.....	- 49 -
第7節	緊急輸送活動.....	- 51 -
第8節	交通応急対策.....	- 51 -
第9節	地区の孤立対策.....	- 51 -
第10節	消防活動.....	- 52 -
第1	主旨.....	- 52 -
第2	消防活動の基本方針.....	- 52 -
第3	消防機関の活動.....	- 53 -
第4	事業所の活動.....	- 54 -
第5	市民及び自主防災組織の活動.....	- 54 -
第11節	水防活動.....	- 55 -
第1	主旨.....	- 55 -
第2	水防活動の内容.....	- 55 -
第3	水防作業の安全確保.....	- 55 -
第4	水防活動の応援要請.....	- 55 -
第12節	人命救助活動.....	- 57 -
第13節	帰宅困難者対策.....	- 57 -
第14節	食料供給活動.....	- 57 -
第15節	生活必需品等物資供給活動.....	- 57 -
第16節	飲料水等の確保・供給.....	- 57 -
第17節	医療救護活動.....	- 57 -
第18節	行方不明者の捜索、死体の収容・埋葬活動.....	- 57 -
第19節	防疫・衛生活動.....	- 57 -
第20節	保健衛生活動.....	- 57 -
第21節	廃棄物等の処理.....	- 58 -
第22節	障害物除去活動.....	- 58 -
第23節	動物管理活動.....	- 58 -
第24節	労働力確保対策.....	- 58 -
第25節	応急住宅対策.....	- 58 -
第26節	要配慮者に対する支援活動.....	- 58 -
第27節	ボランティア活動対策.....	- 58 -
第28節	広域応援活動.....	- 58 -
第29節	自衛隊災害派遣要請.....	- 58 -

第30節	海上保安庁の支援	- 59 -
第31節	ライフライン災害応急対策	- 59 -
第32節	公共土木施設等の確保対策	- 59 -
第33節	危険物施設等の安全確保	- 59 -
第34節	海上災害応急活動	- 59 -
第35節	応急教育活動	- 59 -
第36節	社会秩序維持活動	- 59 -
第3章	災害復旧・復興対策	- 60 -
第1節	災害復旧対策	- 60 -
第2節	復旧・復興対策の体制	- 61 -
第3節	復興計画	- 62 -
第4節	被災者等の生活再建支援計画	- 63 -

第1章 災害予防計画

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 津波災害予防対策の基本的考え方

第1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、県の協力を得て、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

3 津波想定に係る留意点

市は、県による津波の想定を基に、津波災害対策を実施する。県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2節 防災思想・知識の普及

第1 主旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、県、地方公共団体、関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、市は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。このため、本計画では、津波による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止することを目的とし、市及び防災関係機関は、職員等に対し防災知識を周知し、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、市民に対し、災害応急措置等の防災に関する知識の普及及び啓発に努めることを定める。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市及び関係機関は、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

第2 市

1 市職員に対する教育

市長は、市職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加するために、次の事項について研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震・津波に関する基礎知識
- (2) 宇和島市地域防災計画「津波災害対策編」と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (8) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）及び（5）については、毎年度、所属職員に対し十分周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員
の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童及び生徒等に対する教育

教育委員会は、市職員に準じて教職員等への教育を指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童・生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童・生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を習得させるとともに、津波発生時の対策（指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法の確認等）の指導を行う。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

市は、津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び関係機関、大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般市民に対する啓発

ア 啓発の内容

(7) 津波に関する基礎知識

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など

(イ) 津波警報等に関する知識

(ロ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

(ハ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識

(ニ) 地域及び事務所等における自主防災活動に関する知識

(ホ) 津波浸水予想範囲に関する知識

(ヘ) 津波想定の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など

(ヒ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(フ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭における防災対策に関する知識

(ク) 応急手当等看護に関する知識

(ケ) 避難生活に関する知識

(コ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

(サ) コミュニティ活動及び自主防災組織組織の活動に関する知識

(セ) 早期自主避難の重要性に関する知識

(ソ) 防災士の活用に関する知識

イ 啓発の方法

(7) テレビ、ラジオ及び新聞の活用

(イ) 広報うわじまの活用

(ロ) パンフレット、ポスター等の利用

(ハ) 映画、ビデオ教材の利用

- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 防災訓練の実施
- (キ) インターネット（ホームページ、メール等）の活用
- (ク) 各種ハザードマップ等の利用
- (ケ) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体や自主防災組織、防災士等に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸し出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、県や関係機関と協力し、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(5) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、津波発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

第3 関係機関の活動

- 1 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及及び啓発を行う。
- 2 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第4 企業防災の推進

各企業は、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練の実施等の防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価等する等、企業の防災力の向上を図る。

このため、市は企業の従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛けや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

第5 防災上重要な施設の管理者に対する啓発

防災上重要な施設や不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設の管理者に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

- 1 津波に対する一般的な知識
- 2 各施設管理者の責務
- 3 平常時の各施設の点検及び整備
- 4 津波発生時の応急対策

第6 普及の際の留意点

1 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、津波ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

2 伊達なうわじま安心ナビ（スマホアプリ）の活用

伊達なうわじま安心ナビは、大規模災害が起こった場合に避難活動等を支援するための防災モードを搭載した宇和島市の公式アプリであり、市民への普及に努める。

(1) 緊急情報

宇和島市安心安全メールと連携し、緊急情報をプッシュ通知でお知らせする。

(2) 防災スポット検索

宇和島市内の各種防災スポット（避難所、避難場所、病院、AED、津波緊急避難場所）を確認することができる。また、それぞれのスポットまでのナビゲーション機能も利用できる。

(3) 安否確認

通信キャリア各社が提供する災害用伝言板の安否情報に加え、各企業・団体が収集した安否情報をまとめて確認できる共同サイト「J-anpi 安否情報まとめて検索」サイトに接続できる。

(4) ハザードマップ

地図上に以下の各種ハザードマップを重ね合わせてみる事が可能となっている。

- ア 津波浸水深（宇和島市防災マップ）
- イ 土砂災害危険箇所（宇和島市防災マップ）
- ウ 計画降雨による浸水深（須賀川洪水ハザードマップ）
- エ 想定最大規模降雨による浸水深（須賀川洪水ハザードマップ）
- オ 土砂災害警戒区域（令和元年度対応予定）
- カ 津波浸水深AR表示機能（令和元年度対応予定）

3 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。大規模な災害が発生した際には、必要に応じて被害状況や市の対応、復旧・復興の取組等を「災害記録誌」としてとりまとめる。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3節 自主防災組織の活動

第1 主旨

津波による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第2 市民の果たすべき役割

市民は、津波災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 津波防災に関する知識の修得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (5) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- (6) 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (8) 地域の防災訓練に積極的に参加し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (9) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (10) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (11) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (12) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 警報発令時の実施事項

- (1) 高台等へ速やかに避難する。
- (2) 地域における相互扶助により、避難行動要支援者の避難行動の支援を行う。
- (3) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

3 避難後の活動

- (1) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (2) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第3 自主防災組織の育成強化

市民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした地域防災組織の結成及び活動が極めて重要である。市は、市民が連携した自主防災組織の結成及び活動を促進し、要支援者への支援や女性の参画に配慮しながら、自主防災組織の結成及び活動を積極的に促進し、その育成強化を図る。

また、市は、自主防災組織の役割及び活動のほか、指導方針等を明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資材・機材の充実を図る。

1 市民の自主防災組織結成の促進等

市民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の結成推進や育成強化を図るため、パンフレット等資料の作成、講演会の開催について、積極的に取り組む。

2 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成については、次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう適正な範囲と規模で編成する。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

3 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進する。

- (1) 自治会長等を対象に、防災リーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。また、防災士の連絡会の設立に努める。
- (2) 自治会等の自治組織に、防災活動を活動の一環として組み入れる等の工夫を凝らし、自主防災組織として育成を支援する。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、PTA、青少年団体等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (5) 災害時の自主防災組織の効果的な活動のためには、誰が何を受け持つかを決め、お互いの役割分担や関係を体系づけることが望まれる。

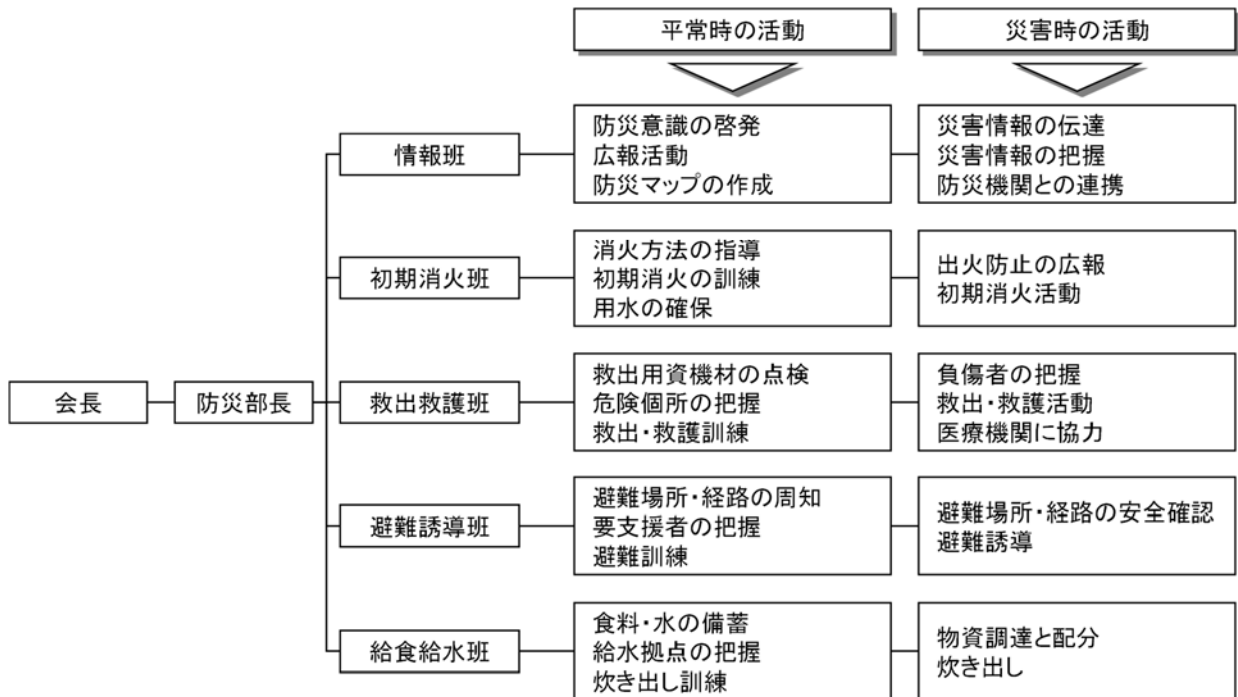
4 宇和島市自主防災組織連絡協議会

協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とし、次の目標を達成するための事業を行う。

- (1) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (5) その他、地域防災力の向上に資する事項。

自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものであるが、例示すると、次のとおりである。

■地区の自主防災組織図



第4 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市及び地域住民と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。その上で、次のような対策を実践する。

- 1 若いリーダーの育成。
- 2 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知。
- 3 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化。
- 4 行政と住民を繋ぐ役割の強化。
- 5 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをする。
- 6 避難行動要支援者の避難支援に対する取り組みの促進。
- 7 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- 8 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

第5 市の活動

1 防災意識の啓発

市は、市民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

2 情報の収集と提供

市は、県の協力を得て、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

3 自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進する。

《資料編：宇和島市自主防災組織結成支援事業補助金交付要綱》

4 自主防災に関する意識の高揚

市は、市民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催とともに、自主防災組織の資材・機材の整備や防災活動等の補助制度により支援を行う。

また、消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

《資料編：宇和島市自主防災組織等防災活動補助金交付要綱》

5 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員を各地区の担当として割り当て、適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

6 防災センターの整備

市民が災害に関する様々な体験を行い、防災意識の高揚を図る場として、防災センターの整備に取り組む。

第6 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資材・機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、宇和島警察署、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に推進する。

第7 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築、地域が主体となった避難所運営体制の検討等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合は、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4節 事業者の防災対策

第1 主旨

事業者は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、防災措置を行う。

第2 企業防災の推進

各企業は、地震発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や防災体制の整備、行政と企業等が連携した防災訓練の実施等の防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価等する等、企業の防災力の向上を図る。

このため、市は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛けや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第3 事業所等における自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することがないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集、伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保
- 8 施設及び設備の耐震性の確保

第4 災害時業務継続計画

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから企業を守る災害時業務継続計画について、市内の企業に策定するよう啓発することを定める。

具体的には、各企業における防災力を高めるために、事業所の耐震耐火対応、防災体制の整備、災害種に配慮した災害時業務継続計画の作成と対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、企業の防災活動の推進に努める。

1 災害時業務継続計画の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して災害時業務継続計画策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、災害時業務継続計画の策定企業増加に努める。

2 災害時業務継続計画の指針の提供

市は、企業が災害時業務継続計画を策定するに当たって、先行事例や関係省庁が作成している指針等の情報を提供し、策定企業の増進に努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

地震災害対策編第1章第5節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第6節 津波避難訓練の実施

第1 主旨

本計画では、津波災害に対して、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の高揚を図るため、総合的かつ効果的な訓練の実施について定める。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関や県の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信連絡協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の状況も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的な内容となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、訓練後は事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第2 市の活動

津波災害時には、情報の収集・伝達、市民の避難、救出救護をはじめとする広範な対策の的確かつ迅速な実施が同時に要求される。

訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、要配慮者に対する救出・救助、指定避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による津波災害の態様等を十分に考慮し、実状に合ったものとする。

また、県や地域住民をはじめ、防災関係機関の参加及び協力を得るとともに、学校、事業所とも連携を図りながら、防災訓練を実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

防災訓練は、主に次の内容を実施する。

- 1 職員の安否確認・動員及び災害対策本部設置運営訓練
- 2 津波情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- 3 災害発生時の広報
- 4 災害発生時の避難誘導、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定
- 5 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- 6 避難所運営
- 7 消防、水防活動
- 8 救出・救助
- 9 道路啓開
- 10 応急復旧

第3 防災関係機関の活動

指定公共機関をはじめとする各防災関係機関は、津波発生時の対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの業務に応じた防災訓練計画を作成し、実施する。

防災関係機関の防災訓練は、主に次の内容を実施する。

- 1 職員の動員訓練
- 2 通信訓練（情報収集・伝達訓練）
- 3 避難訓練
- 4 応急給水訓練
- 5 消火訓練
- 6 救急・救護訓練
- 7 その他必要な訓練

第4 災害事象を想定した訓練の実施

電気等のライフラインの断絶を想定した非常用電源設備を活用した通信連絡訓練を実施するなど、様々な災害事象を想定した実践的な訓練を実施する。

第5 訓練実施の留意点

市は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連帯強化に留意する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

第6 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第7節 業務継続計画の策定

第1 主旨

市及び事業者は、津波による浸水が想定される施設等における災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。

第2 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、事前に準備しておく対応方針を定めたものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、次の事項（重要な6要素）を確認するものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第3 業務継続計画の見直し

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第8節 津波災害予防対策

第1 主旨

本計画では、大規模地震の発生に伴う津波災害を予防するため、地震後の二次災害対策に万全を期すことを定める。

なお、関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、津波に対する安全性に十分配慮する。

第2 海岸保全施設等の整備の基本的な考え方

市は、国や県と連携を図りながら、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び港湾施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物、護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防行機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、市及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3 津波に強い地域の形成

市は、県の津波浸水想定を踏まえ、津波災害のおそれのある区域について、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

1 津波に強いまちの形成

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図り、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討する。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

2 津波防災の観点からの地域づくり

津波対策の実効性を高めるため、地域防災計画や都市計画等の計画相互の有機的な連携を図り、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成

- (1) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 津波災害警戒区域^{*1}の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (3) 市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅

速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

- (4) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (5) 市域に津波災害警戒区域が指定された場合は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

第4 警報等伝達体制の整備

- 1 市は、市民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等の多様な手段を確保する。具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。
- 2 地震発生後、数分から30分程度で来襲する津波に対しては、津波予警報や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたら、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について定めておく。
- 3 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

第5 津波警戒等の周知徹底

- 1 市は、市民等に対して、広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について、広く啓発する。
 - (1) 津波浸水想定地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、津波避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。
 - (2) 正しい情報をテレビ、ラジオ等を通じて入手すること。
 - (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたら、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐ避難すること。
 - (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので、行わないこと。
 - (5) 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめないこと。
- 2 市は、指定緊急避難場所及び避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。
 - (1) 海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
 - (2) 突発な地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
 - (3) 津波危険予測図等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
 - (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
 - (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。

第6 海岸保全施設等の整備

海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、市民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- 1 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- 2 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- 3 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- 4 海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- 5 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 津波防護施設については、市が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備するものとする。

第7 避難関連施設の整備

市は、県の被害想定結果を踏まえながら、避難関連施設の整備を進める。

1 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

- (1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- (2) 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- (3) 津波や火災等により、指定緊急避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食料、雨や寒さ等への対策に努める。
- (4) さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- (5) 上記(1)の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (6) 市は、指定緊急避難場所の指定に関して県の協力及び指導を受ける。

2 津波避難ビル等の整備・指定

- (1) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。
- (2) 市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

3 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- (1) 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- (2) 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分考慮するものとする。
 - ・避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難 等
 - ・指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

第8 市自らが管理等を行う施設等に関する津波対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別途定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食糧等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、高等技術専門学校、研修所等においては、下記の者に対する保護の措置

- ・当該学校等が、所在市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
- ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校）

(3) 社会福祉施設等においては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資材・機材及び緊急車両等の確保

(2) 市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資材・機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

4 浸水危険性の低い場所への施設整備・誘導

- (1) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。
 - ア 建築物の耐浪化
 - イ 非常用電源の設置場所の工夫
 - ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化
- (2) 行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。
- (3) 津波浸水想定地域における児童・生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。
- (4) 上記(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

第9 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

2 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

3 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

4 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

5 ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資材・機材の整備など災害予防対策を推進する。

第10 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

第11 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1 文化財等の補強工事の実施
- 2 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- 3 安全な公開方法と避難方法、指定緊急避難場所・指定避難所の設定
- 4 耐水性のある収蔵庫の整備
- 5 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 6 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

第9節 孤立地区対策

地震災害対策編第1章第11節「孤立地区対策」を準用する。

第10節 津波避難体制の整備

第1 主旨

本計画では、市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者が津波発生の場合、市民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法等を定めた避難計画を作成し、地域住民に周知徹底することを定める。

また、市は、避難計画の作成にあたり、避難情報等の確実な伝達手段確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定し、市民に周知徹底を図るとともに、指定避難所に必要な設備、資材・機材の配備を図る。

さらに、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努めるとともに、道の駅の管理者と防災拠点としての活用方策について検討・協議するなど、防災拠点の確保に努める。

第2 伝達体制の整備

- 1 市及び県は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。

また、津波警報、避難指示（緊急）等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市町との情報の共有化を図る。

- 2 市は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。

また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報、津波注意報等や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。

- 3 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市町による発令基準の策定や見直しを支援する。また、市は避難指示（緊急）等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが出来るよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- 4 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

第3 津波警戒等の周知徹底

市及び県は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- 1 市及び県は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- 2 市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- 3 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、津波避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

第4 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めておく。また、避難所となる施設の管理者や自主防災組織等と、避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行い、情報を共有する。

市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を指定緊急避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、指定緊急避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

《資料編：津波避難》

2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

指定避難所においては、バリアフリー化の推進に努める。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等につ

いて、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理者施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

大規模な災害時には、避難所の収容不足が想定されることから、旅館・ホテル等の民間施設との事前協定による指定避難所としての活用に努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を受入れること。

《資料編：避難施設一覧》

3 福祉避難所

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を設置する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とし、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、福祉避難所の確保に向け、福祉避難所として利用可能な老人福祉施設や障害者支援施設等の把握を行い、民間の社会福祉施設等の場合は、施設管理者と調整し福祉避難所の指定に関する協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の設置にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (2) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する。
- (3) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることができるように、関係機関と連絡調整を図る。
- (4) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、安全と安心を担保した早期退所が図られるように努める。

《資料編：避難施設一覧》

第5 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 津波危険予測図等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、市民に配布・周知を行う。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、市民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- (6) 市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期

にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(7) 市は、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

第6 指定避難所の設備及び資材・機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等にも配慮のうえ、備蓄計画に基づき、指定避難所に必要な次の設備及び資材・機材の計画的な配備と必要に応じた見直しを行うとともに、必要なとき速やかに配備できるよう準備する。

また、自主防災組織や地域住民等との連携のもと、指定避難所における備蓄の充実等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、西日本電信電話株式会社による事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備..... 拡声器
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）..... 発電機、灯光器、ランタン、懐中電灯
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料..... 炊事器具、カセットコンロ、カセットガス、鍋
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療用資機材..... 担架
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又はマンホールトイレ..... 簡易トイレ、トイレ用消耗品
- (11) 防疫用資材・機材
- (12) 清掃用資材・機材..... ゴミ袋、ポリバケツ
- (13) 工具類..... 救助工具セット、工具セット、コードリール、脚立
- (14) 非常電源..... 発電機
- (15) 日用品..... 毛布、マット、簡易ベッド、簡易寝袋
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) 粉ミルクや紙おむつ、生理用品等
- (18) その他..... 折り畳み式リアカー、ブルーシート、間仕切り、避難所開設セット

第7 津波からの防護・避難のための施設の整備

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じ次の事項について別に定める。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針・計画
- 3 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- 4 県管理都市公園の管理者は、市町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。

5 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

(1) 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

(2) 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

(3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

(4) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第8 住民等の避難誘導体制

津波による危険が予想される場合は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深 30 cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

1 避難は基本的に徒歩とする

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

2 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

市は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

3 避難行動要支援者の適切な避難誘導

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避

避難誘導体制の整備を図る。

4 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第9 交通対策

1 道路

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用することが想定される区間について交通規制の内容をあらかじめ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資材・機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 海上

第六管区海上保安本部(宇和島海上保安部)及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定める。なお、宇和島港と吉田港については、港則法第39条第3項及び第4項に基づき必要な措置を講じるものとし、港則法適用港以外の港では、関係機関が連携して適切な措置を講じるものとする。

また、港湾管理者は、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

なお、港湾ターミナルの管理者は、乗客及びターミナル内に滞在する者等の避難誘導計画等を定める。

3 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第11節 緊急物資確保対策

地震災害対策編第1章第13節「緊急物資確保対策」を準用する。

第12節 医療救護体制の整備

地震災害対策編第1章第14節「医療救護体制の整備」を準用する。

第13節 防疫・衛生、保健衛生活動体制の確保

地震災害対策編第1章第15節「防疫・衛生、保健衛生活動体制の確保」を準用する。

第14節 要配慮者の支援対策

地震災害対策編第1章第16節「要配慮者の支援対策」を準用する

第15節 帰宅困難者対策計画

地震災害対策編第1章第17節「帰宅困難者対策計画」を準用する。

第16節 広域応援体制の整備

地震災害対策編第1章第18節「広域応援体制の整備」を準用する。

第17節 情報通信システムの整備

地震災害対策編第1章第19節「情報通信システムの整備」を準用する。

第18節 災害復旧・復興への備え

第1 平常時からの備え

- 1 市及び県は、平常時から県、国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。
- 2 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 3 市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資材・機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- 4 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 複合災害への備え

- 1 市及び県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 2 市及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資材・機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資材・機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 3 市及び県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市は、県と連携して、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、市及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- 1 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- 2 各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、データバックアップの実施の徹底や重要データの複製の遠隔地での保管等、適切な運用に努める。今後も、更なる情報システムの安全性を高める取組に努める。
- 3 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第6 罹災証明書交付体制の整備

1 交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「被害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

市は、効率的な罹災証明の交付のため、県と連携を図りながら当該業務を支援するシステムの充実を図り、その活用に向けた体制の構築に努める。

2 交付状況の把握及び課題共有等に関する体制の整備

対応する職員によって調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、県が開催する研修会への参加や対応マニュアルの作成等に努める。また、発災時には、県と連携を図りながら、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について調整を図るための体制を想定しておく。

第7 復興事前準備の実施

市は、県と連携を図りながら、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第8 復興対策の研究

市は、県や大学、関係機関と連携を図りながら、市民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第2章 災害応急対策

津波災害発生時の応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一的には市があたる。第二次的には、県が広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 災害発生直前の対策

第1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

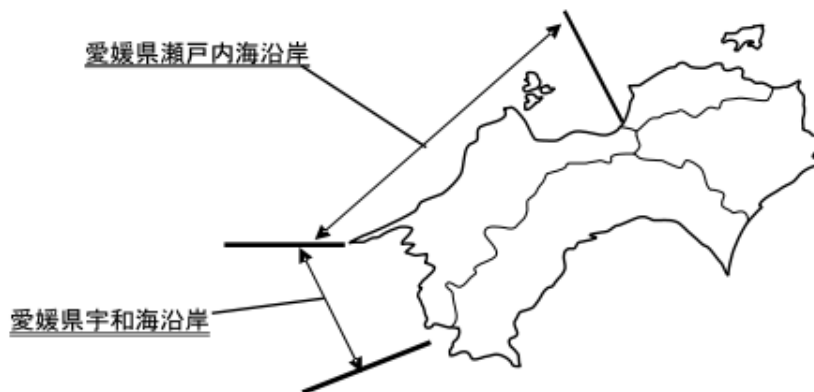
1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（宇和島市は「愛媛県宇和海沿岸」）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



イ 県内で震度1以上を観測した場合

ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

エ その他必要と認められる場合

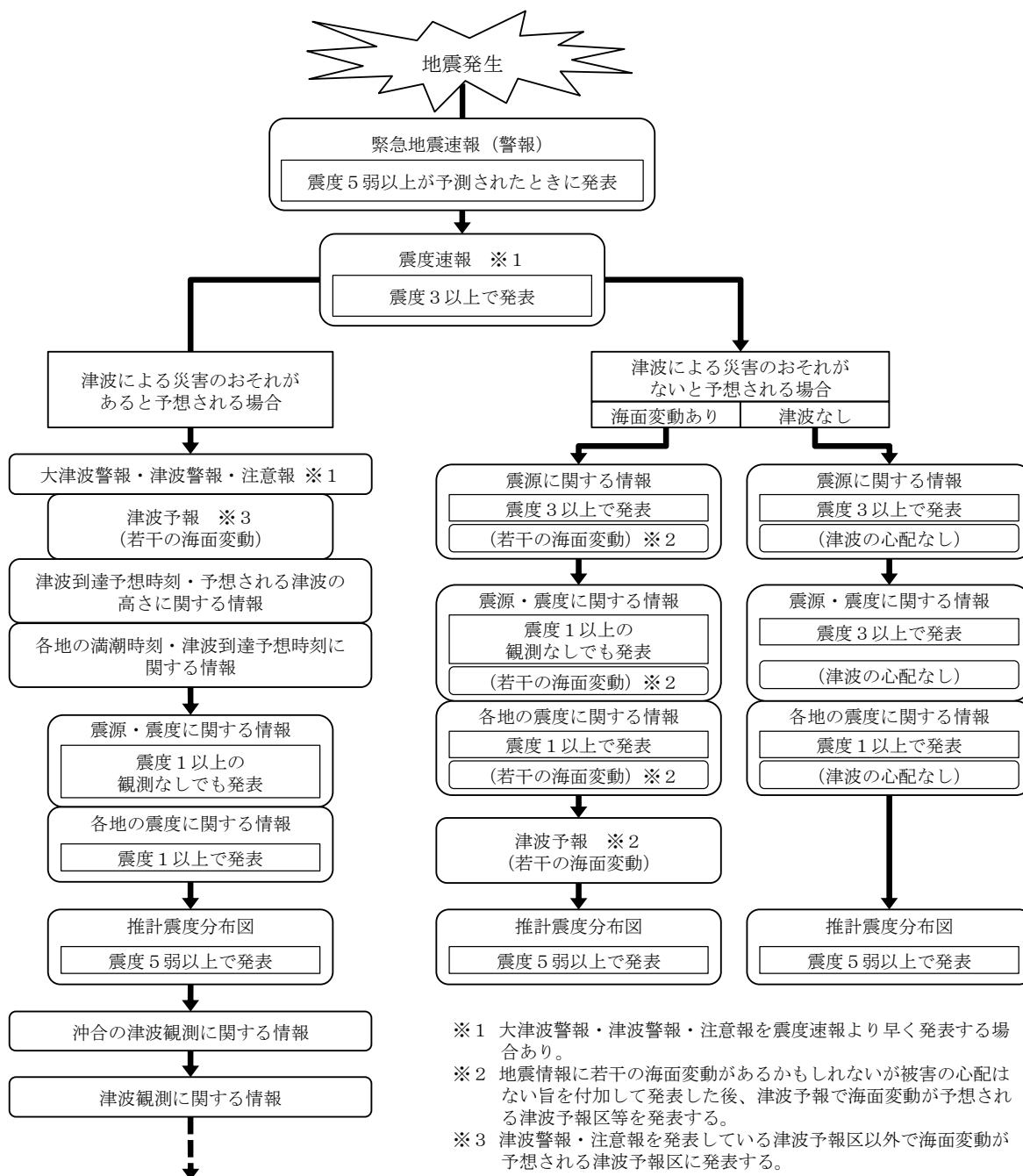
(2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料である。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。

■津波予報、津波及び地震に関する情報の流れ



(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、市、県等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して市民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(5) 情報伝達の留意事項

松山地方気象台は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

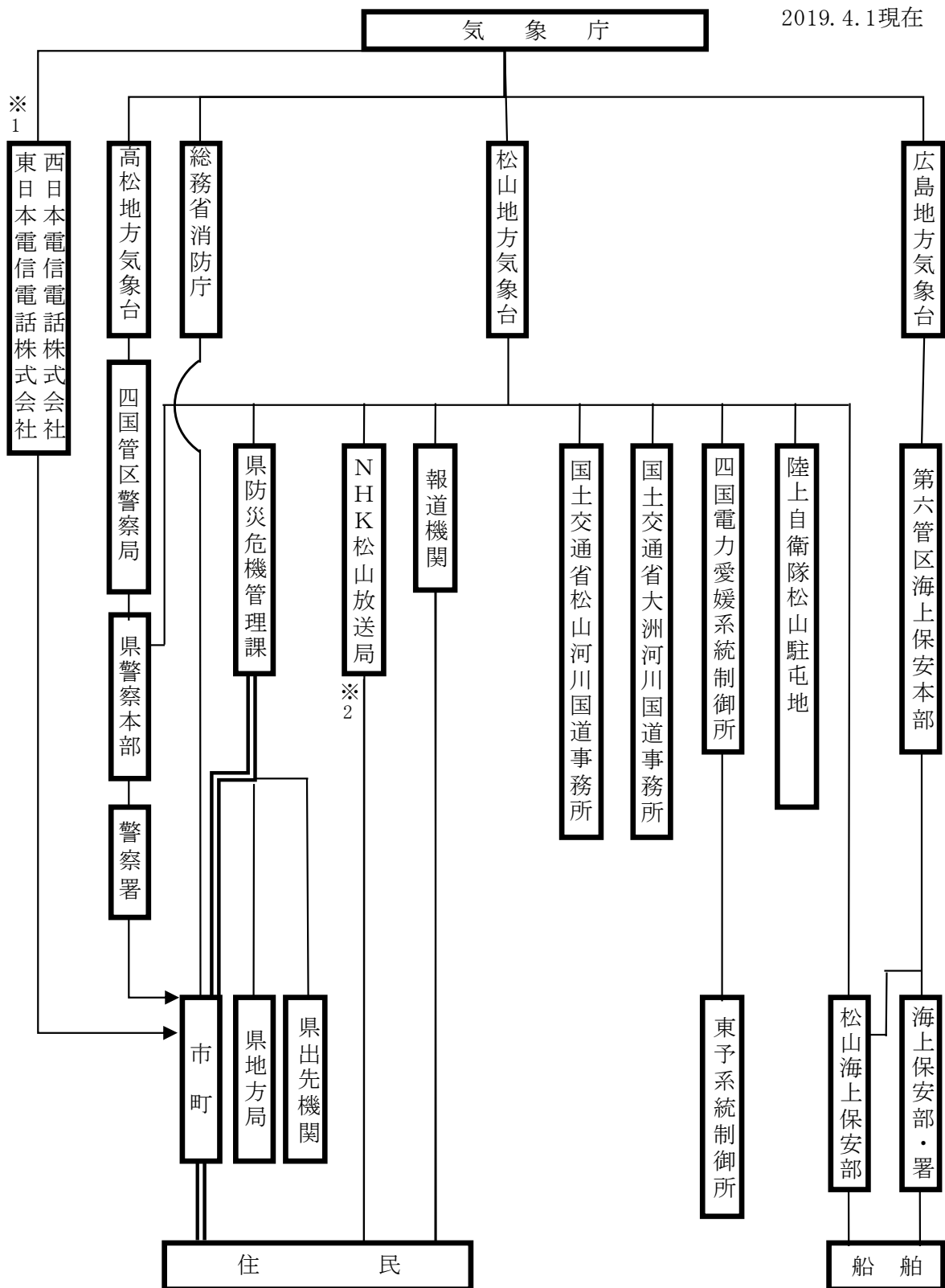
また、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(6) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、次のとおりとする。

■大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報伝達系統図



※1：津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

■津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時

刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

■津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 市の活動

(1) 津波に対する措置

ア 「大津波警報」又は「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき

ただちに避難行動の対象者となる地域の市民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する等必要な措置をとる。

イ 「津波注意報」が発表されたとき

(ア) 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市民に対して避難指示(緊急)等必要な処置をとる。

(イ) 市民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報に注意するよう呼びかける。

(ウ) 海浜の遊客(釣り人・サーファー・遊泳者等)に対し避難の伝達に努める。

ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示(緊急)を発令する。

(ア) 海面の監視

対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、松山地方気象台から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。

(イ) 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。

(ウ) 避難指示（緊急）等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は市民に対して避難指示（緊急）等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

(2) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。

第2 避難指示（緊急）等の発令

市は、迅速・的確な避難指示（緊急）の発令等を行う。

- 1 大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示（緊急）を発令する。
- 2 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、直ちに的確な避難指示（緊急）の発令を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- 3 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- 4 津波警報、避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等の多様な手段の活用を図る。具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。
- 5 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示（緊急）等を発令する。
- 6 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2節 活動体制

地震災害対策編第2章第1節「活動体制」を準用する。

第3節 情報活動

第1 主旨

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、本計画は、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うことを定める。情報の収集・連絡にあたっては、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

第2 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況、緊急通報（119番通報）の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合あるいは、「直接即報基準」に該当する火災等が発生した場合の第一報（覚知後30分以内）の報告は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

■愛媛県防災危機管理課

区分		番号
NTT回線	TEL	089-912-2335、089-912-2318
	FAX	089-941-2160
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-500-0-2318 TN-500-1-2318
	衛星携帯電話	TEL

■南予地方局総務県民課消防防災安全室

区分		番号
NTT回線	TEL	0895-22-3065、0895-28-6103
	FAX	0895-22-3065、0895-22-0576
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-504-0-207
衛星携帯電話	TEL	870776397743

※TN：発信特番82（市の内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な番号）

■総務省消防庁

区分		平日（9:30～18:15） 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

2 情報活動における連携強化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方支部（南予地方局）、地方支部（南予地方局）と市災害対策本部の相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の連携強化のため、警察署や県地方本部から警察官及び県職員の派遣を受け入れる。

3 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報等の収集連絡

1 災害発生時情報の収集

災害発生直後の情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、災害応急対策活動を実施するうえで必要な情報を収集する。

- (1) 住宅被害の状況
- (2) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (3) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (4) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (5) 住民の動向
- (6) 道路交通状況
- (7) 庁舎等の施設・設備の損壊状況
- (8) 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等
- (9) その他災害の発生拡大措置上必要な事項

2 津波情報等の受理・伝達・周知

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）、安心安全情報ネットワーク（登録制メール、電話、FAX）、防災アプリ、テレビ・ブッシュシステム、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）等、多様な手段を活用し、市民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難指示（緊急）又は避難の対象とする地域の設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- オ 物資の価格、役務の対価動向
- カ 金銭債務処理状況及び金融動向
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

(3) 情報の収集

市災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話、IP無線、防災用タブレット等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

ア 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ 消防団、自主防災組織等を通じた収集

被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか消防団、自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市長に通報がなされるよう体制を整えておく。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震・津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

エ 県、関係機関への応援要請

被害が甚大で、市において情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

オ 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、宇和島警察署、県及び関係機関と充分連絡をとる。

カ ヘリコプターによる収集

地震・津波が発生し、甚大な被害が予想される場合、県、県警察、自衛隊、第六管区海上保安本部及びヘリコプターを所有する機関に、被害状況の偵察活動の実施を依頼する。

調査事項は次の事項に重点を置くこと。

- (ア) 火災発生場所、延焼の状況
- (イ) 津波等の発生状況
- (ウ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (エ) 建築物の被害状況（概括）
- (オ) 公共機関及びその他の施設の被害状況
- (カ) 住民の動静、その他

キ ドローンによる情報収集

消防団ドローン航空隊により、上空から被害概況について情報収集を行う。

第4 情報の伝達

県への情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

また、市民に広く伝達する場合は、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。

第5 県等への報告及び要請

1 県等への報告及び要請

市災害対策本部は、被害状況のほか要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況

を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市は第一報後も引き続き報告を行う。

2 報告手段

報告は、地震災害対策編第2章第3節第6に示された別表第4「報告通報系統図」により、次の方法で行う。

ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 県災害情報システム
- (4) インターネット
- (5) 衛星携帯電話
- (6) 伝令による伝達（自転車、バイク等の利用）

3 報告の内容と時期

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市長及び防災関係機関が発生を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、概況を報告様式1に示す事項について、迅速に報告するものとする。特に人的被害及び家屋被害を優先して報告する。

《資料編：報告様式1》

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、報告様式2で定める事項について、判明した事項から順次報告する。即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。

なお、報告にあたっては、警察署等と密接な連絡をとりながら行う。

《資料編：報告様式2》

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に報告様式2により行う。

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

- ア 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 避難指示（緊急）の発令を行ったとき。

4 報告系統

「発生報告」、「中間報告」、「最終報告」は、南予地方局を経由して、県防災危機管理課に報告する。

5 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市における行政機能の確保状況について総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」の取扱要領に従い、チェックリストを作成し、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。

第4節 災害広報活動

地震災害対策編第2章第4節「災害広報活動」を準用する。

第5節 災害救助法の適用

地震災害対策編第2章第5節「災害救助法の適用」を準用する。

第6節 避難活動

第1 主旨

本計画では、大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めることを定める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第2章第6節「避難活動」を準用する。

第2 避難指示（緊急）

津波警報等が発表された場合は、迅速かつ正確に、市民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示（緊急）のみを発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。

また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、避難のための勧告又は指示を行う。

さらに、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、避難指示（緊急）等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難勧告等の基準

(1) 市長

市の区域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告を行い、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命、身体に危険が及びおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、市長は、直ちに地方本部長又は支部長を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

(2) 警察官又は海上保安官

市長が避難の指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民に対して避難の指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示（緊急）の発令又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由

- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

3 避難勧告等の伝達方法

避難勧告、避難指示（緊急）の発令又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、市は直ちに対象地域の住民に対して、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）等による呼びかけを実施するほか、消防本部、消防団員、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て、組織的な伝達を行う。

具体的な伝達系統及び手段については、第4編第2章第3節「情報活動」及び第4節「災害広報活動」による。

また、避難勧告等の情報伝達のための緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

さらに、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

なお、市長はこれらの勧告、指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 市長、警察官、海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 指定行政機関等による助言

市は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

第3 避難の方法

1 避難の実施

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

- (1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた指定緊急避難場所、津波緊急避難場所へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、指定緊急避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高

台を目指して避難する。

- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、指定緊急避難場所、指定避難所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、指定避難所等へ避難する。

《資料編：津波避難》

2 避難道路の確保

市は、避難道路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避ける。また、道路管理者は、職員の派遣及び警察官や自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

第4 指定避難所の開設

1 基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、指定避難所等の運営に当っては、事前に個々の指定避難所における避難所運営マニュアルの策定を促し、地域住民が主体となった体制の構築を図るとともに、要配慮者や被災時の男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

2 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、市営住宅等や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

3 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

市は、「市地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

指定避難所等避難所の設置場所は、あらかじめ指定する収容施設一覧表に基づき、市長が被害及び避難の状況に応じて決定する。

また、津波の浸水被害等により当該地区の指定避難所が使用できない場合等においては、安全な他地区の指定避難所や、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

イ 指定避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

- (イ) あらかじめ協定した民間の建築物
- (ウ) 指定避難所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- ウ 要配慮者については、その状況に応じて受入れするための社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借り上げを行うほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設を確保する。
- オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。
- (3) 設置期間

地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は県と協議のうえ、設置期間を決める。

《資料編：避難施設一覧》

第5 指定避難所の運営

1 指定避難所の運営

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため地域の市職員（消防職員、消防団員を含む）を可能な限り配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(1) 指定避難所への市職員等の配置

指定避難所に配置された市職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所への受入れ

(2) 運営方法

避難所に派遣された市職員は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難所（学校では体育館）を開設するなど、受入準備を行い、おおむね次の手順により、避難所の運営を行う。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 避難時の情報収集及び報告
- ウ 避難者の居住区域の割り振り及び世話人代表の選出
- エ 不足物資等の把握、請求、受取、配布
- オ 避難生活が困難な要援護者の把握及び対処
- カ 避難所日誌の作成及び運営状況の報告
- キ 各種情報の収集及び提供

(3) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

2 避難所の管理運営の留意点

- (1) 市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所には、避難所の運営を行うために必要な市職員を配置する。また指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

- (5) 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- (9) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。なお、男女のニーズの違いに配慮し、女性の相談員による相談も実施する。
- (10) 指定避難所の運営に当たっては、指定避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (11) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (12) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、市営住宅等や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所の早期解消に努める。
- (13) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- (14) 被災後、心的外傷後ストレス性障害（PTSD）等、被災者の心理的な障害について専門的なカウンセリングなどによる負担軽減策に努める。

第6 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。

また、指定避難所等を指定する市町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- 1 危機管理マニュアルの作成
- 2 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- 3 保護者、地域、関係機関との連携
- 4 防災上必要な設備等の整備及び点検
- 5 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- 6 適切な応急手当のための準備
- 7 緊急避難場所の確認
- 8 登校・下校対策
- 9 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

第7 避難状況の報告

市災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかに市民に周知するとともに、県災害対策本部又は県災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む指定避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部又は県災害警戒本部に依頼する。

第7節 緊急輸送活動

地震災害対策編第2章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

第8節 交通応急対策

地震災害対策編第2章第8節「交通応急対策」を準用する。

第9節 地区の孤立対策

地震災害対策編第2章第9節「地区の孤立対策」を準用する。

第10節 消防活動

第1 主旨

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、本計画では、市、県はもとより、市民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むことを定める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第2章第10節「消防活動」を準用する。

第2 消防活動の基本方針

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び安全を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難道路確保の消防活動を行う。

3 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行う。

5 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

6 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

7 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は、できる限り自主的又は市民による応急措置を行わせる。

8 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し、延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

9 多発の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

第3 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び宇和島警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- オ 要救助者の状況
- カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して、消防活動を行う。

- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等、人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- イ 危険物の漏えい等により被害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 市民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急措置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- ア 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し、医療行為ができない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等、被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- イ 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷病の種類も多く、また、軽症者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ、迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど、効率的な出動、搬送を行う。
- ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、宇和島保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら、救急救助活動を行う。
- エ 災害時は道路交通の確保が困難なため、消防署等に配備している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- オ 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

2 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して、次の消防活動を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと、消防活動を行う。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

(2) 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し、出火防止を呼びかけるとともに、情報を迅速かつ正確に収集し、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

(3) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

(4) 避難誘導

避難指示（緊急）等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(5) 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範にわたる場合は、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急対策にあたる。

(7) 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

3 惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 事業所の活動

1 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (2) 宇和島警察署、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等、可能な手段により、直ちに通報する。
- (3) 事務所内への立入り禁止、避難誘導等、必要な防災措置を講じる。

第5 市民及び自主防災組織の活動

1 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して、初期消火に努める。

2 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指示に従う。

3 避難行動要支援者の救助活動

地域における相互扶助活動により、避難行動支援者等の救助・救出を行う。

第11節 水防活動

第1 主旨

本計画では、地震の発生に伴う津波及び洪水に対する水害を警戒し防御するなど、万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図ることを定める。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「宇和島市水防計画」の定めるところによる。

第2 水防活動の内容

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。
なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第3 水防作業の安全確保

大規模な地震が発生した際の水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻や安全な場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4 水防活動の応援要請

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求める。

3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。
- (2) 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

4 自衛隊の応援

大規模な応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊第14特科隊長に災害派遣を要請する。

第12節 人命救助活動

地震災害対策編第2章第12節「人命救助活動」を準用する。

第13節 帰宅困難者対策

地震災害対策編第2章第13節「帰宅困難者対策」を準用する。

第14節 食料供給活動

地震災害対策編第2章第14節「食料供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品等物資供給活動

地震災害対策編第2章第15節「生活必需品等物資供給活動」を準用する。

第16節 飲料水等の確保・供給

地震災害対策編第2章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第17節 医療救護活動

地震災害対策編第2章第17節「医療救護活動」を準用する。

第18節 行方不明者の搜索、死体の収容・埋葬活動

地震災害対策編第2章第18節「行方不明者の搜索、死体の収容・埋葬活動」を準用する。

第19節 防疫・衛生活動

地震災害対策編第2章第19節「防疫・衛生活動」を準用する。

第20節 保健衛生活動

地震災害対策編第2章第20節「保健衛生活動」を準用する。

第21節 廃棄物等の処理

地震災害対策編第2章第21節「廃棄物等の処理」を準用する。

第22節 障害物除去活動

地震災害対策編第2章第22節「障害物除去活動」を準用する。

第23節 動物管理活動

地震災害対策編第2章第23節「動物管理活動」を準用する。

第24節 労働力確保対策

地震災害対策編第2章第24節「労働力確保対策」を準用する。

第25節 応急住宅対策

地震災害対策編第2章第25節「応急住宅対策」を準用する。

第26節 要配慮者に対する支援活動

地震災害対策編第2章第26節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第27節 ボランティア活動対策

地震災害対策編第2章第27節「ボランティア活動対策」を準用する。

第28節 広域応援活動

地震災害対策編第2章第28節「広域応援活動」を準用する。

第29節 自衛隊災害派遣要請

地震災害対策編第2章第29節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第30節 海上保安庁の支援

地震災害対策編第2章第30節「海上保安庁の支援」を準用する。

第31節 ライフライン災害応急対策

地震災害対策編第2章第31節「ライフライン災害応急対策」を準用する。

第32節 公共土木施設等の確保対策

地震災害対策編第2章第32節「公共土木施設等の確保対策」を準用する。

第33節 危険物施設等の安全確保

地震災害対策編第2章第33節「危険物施設等の安全確保」を準用する。

第34節 海上災害応急活動

地震災害対策編第2章第34節「海上災害応急活動」を準用する。

第35節 応急教育活動

地震災害対策編第2章第35節「応急教育活動」を準用する。

第36節 社会秩序維持活動

地震災害対策編第2章第36節「社会秩序維持活動」を準用する。

第3章 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、復旧・復興対策にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第1節 災害復旧対策

公共施設等の復旧計画は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える対策事業計画とする。

また、市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部又は災害警戒本部と調整を図りながら迅速に実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編第3章第1節「公共施設等復旧対策」による。

第2節 復旧・復興対策の体制

被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると想定された場合において、復旧・復興対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置する。具体的な計画は、地震災害対策編第3章第2節「復旧・復興対策の体制」による。

第3節 復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

具体的な計画は、地震災害対策編第3章第3節「復興計画」による。

第4節 被災者等の生活再建支援計画

被災者等の生活再建に向けては、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じることとする。

具体的な計画は、地震災害対策編第3章第4節「被災者等の生活再建支援計画」による。